



この広報誌は、共同募金の助成金を活用し発行しております。



耳より info

第5号
令和3年7月

みんなの福祉をみんなの手で みんなの優しさを福祉に映して。秋田の福祉を大切に守り、育てます。

編集と発行 / 社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会 TEL 862-7445 FAX 863-6068

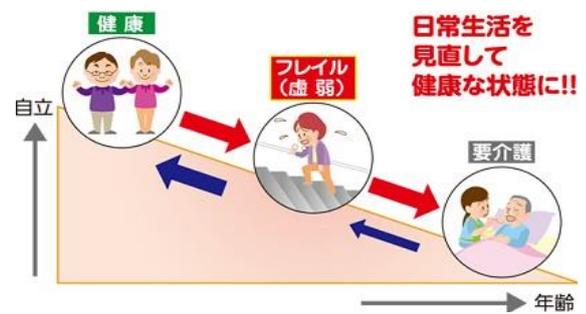
◎ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/> 〒010-0976 秋田市八橋南 1-8-2



コロナ禍での福祉活動 ～お互いに気にかけてあう“心の密”は必要～

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社会・経済活動が停滞し、これまで地域の通いの場を利用して多くの高齢者が外出を控え、人との交流が途絶え孤立することにより、認知症や身体的フレイル(虚弱)が進んでしまうことが懸念されます。

(身体的機能や認知機能の低下が見られる状態)



秋田市社会福祉協議会が実施した地区社会福祉協議会へのアンケート結果から、コロナの影響により、事業を中止・縮小したという地区が多くありました。そのような状況下において感染対策に配慮しながら次のような創意工夫した地域福祉活動に取り組んでいる地区社協がありました。

(活動例)

- ・人数制限や分散して開催した。
- ・見守り訪問した際に窓越しやインターフォンで会話した。
- ・電話で安否確認した。など

住民からは「サロンがなくて寂しいけど、いつも声掛けしてくれたり電話をくださり安心する」「どこにも行けないし、話すこともそうないので顔を見に来てくれるのが嬉しい」などの声が寄せられています。

本号では、下浜地区社協の活動を紹介します。

下浜地区社協 ～高齢者健康体操研修会～

下浜地区社協では、感染予防対策として各町内の代表者に限定し、講師を招いてご当地体操の「いいあんべえ体操」や「ADL体操」を実施しました。参加者からは「難しくなく簡単にできていい運動になりました。心身のリフレッシュにもなり気持ちよかったです。これからも参加したい」と大変好評でした。

下浜地区社協のみなさんは、サロン活動の再開も見据えながら身体的フレイルの予防にも繋がる体操教室も続けていきたいと意気込みを見せておりました。



体操教室の様子

コロナ禍の3密防止など新しい生活様式の状況下でもできることをみんなで考え、“地域でつながる”ことを大切に活動は必要だと感じました。

生活福祉資金の特例貸付

秋田市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業状態などにより、収入が減少して生活資金にお悩みの方への生活福祉資金特例貸付を受付しております。

申請受付は、令和3年8月末までです。

緊急小口資金特例貸付 (主に休業者向け)

貸付対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくとも対象となります。

貸付上限

学校等の休業、個人事業主等の
要件を満たす場合 20万円以内
その他の場合 10万円以内

措置期間

1年以内

償還期限

2年以内

貸付利子・保証人

無利子・不要

総合支援資金特例貸付 (主に失業者向け)

貸付対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくとも対象となります。

貸付上限

(二人以上) 月20万円以内
(単身世帯) 月15万円以内
貸付期間：原則3ヶ月以内

措置期間

1年以内

償還期限

10年以内

貸付利子・保証人

無利子・不要

令和3年5月22日時点での秋田市の貸付決定件数は**1,284件**と秋田県全体の**53.1%**となっております。人口比率からみても秋田市は、コロナの影響により生活に支障を来した方々が多くなっています。

本会窓口への相談・申込み

不要の待ち時間や新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、予約制で受付させていただいております。また、本会への郵送での申込みも可能です。

詳しくは、QRコードまたは本会ホームページから特例貸付のページで確認することができます。
秋田市社会福祉協議会 (公式ホームページ <https://akita-city-shakyo.jp>)

特例総合支援資金の申請をご希望の方、既に特例貸付をご利用して引き続き生活にお困りの方は、まずはお電話でご相談ください。

